

北海道身体障害者新聞

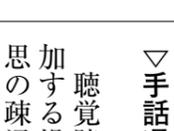
発行人 (社)北海道身体障害者福祉協会 赤坂 勝
札幌市中央区北2条西7丁目(かてる2-7)
電話 011-251-1551
ホームページ www.hokusingyo.or.jp
北海道障害者社会参加推進センター
電話 011-251-9302
毎月 25日発行
会員購読料(年) 90円 (会費を含む)
非会員 同 2,000円

平成二十一年度社会参加推進協議会を開催 道の平成二十一年度の事業予算案が固まる

平成二十一年度北海道障害者社会参加推進協議会(会長 赤坂勝北身協会長)が、二月十八日(木)に札幌市内の道民活動センターで開会された。この協議会は、身体、知的、精神の各障害者団体や関係行政機関の各委員が出席して、定期的に開催しているもので、今回は、委員の改選が行われた直後の協議会であったことから、始めに会長及び副会長の選任が行われた。その後、各障害者団体から「本年度の事業実施状況」の報告が、続いて北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課から「平成二十一年度北海道の障害者社会参加推進策の概要」の説明が、その後、北海道労働局から「障害者の雇用状況(平成二十一年六月一日現在)」の報告が行われ、協議・意見交換が行われた。

【主な概要】

会長及び副会長の選任の結果、会長には赤坂勝北身協会長が、副会長(身体)には千野章人(ほしのあきと)道肢連常務理事が、同じく副会長(知的)には相澤劉(あいざわきよし)道育成会事務局長が、同じく副会長(精神)には合羽井徹(かわいとおる)道精神家族連合会長が選任された。続いて、赤坂会長の挨拶の後、同会長の進行により、各障がい者団体から「平成二十一年度の事業実施状況」の報告が行われ、その後、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長主任から「平成二十一年度北海道の障害者社会参加推進事業の概要」の説明があった。概要は次のとおり。



北身協の赤坂会長

【身体障害者関係】
要約筆記奉仕員養成講座 九九九千円
聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の技術や知識を習得するための講習会を開催する。

【点字・朗読奉仕員指導者養成事業】
一、五九六千円
視覚障がい者の福祉に理解と

【身体・知的・精神障害者関係】
毎日の新しい新聞情報等をインターネットで受け取り、地域の視覚障がい者に点字物等として提供する。
身体障害者補助犬育成事業 一七、八六五千円
身体障がい者の就労や日常生活等を支援する補助犬の育成から貸与までに要した費用について助成を行う。

【視覚障害者社会適応推進事業】
一、〇〇〇千円
中途視覚障がい者を主たる対象に、社会参加の意欲を高め、早期の社会復帰を促進していくことを目的として、社会適応訓練を行うための費用について助成を行う。

【聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話通訳の技術及び知識を習得するための講習会を開催する。】
手話通訳者養成事業 三、四三二千円
手話通訳者を養成するため、聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話通訳の技術及び知識を習得するための講習会を開催する。

【聴覚障がい者等が会議等に参加する場合において、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者を派遣する。】
手話通訳者派遣事業 六四二千円
聴覚障がい者等が会議等に参加する場合において、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者を派遣する。

【聴覚障がい者に対する情報提供及び生活文化の向上を図るため、テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオ及びDVDの制作、貸し出しを行う。】
音声機能障害者発生訓練・指導者養成事業 二、〇八四千円
聴覚障がい者に対する情報提供及び生活文化の向上を図るため、テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオ及びDVDの制作、貸し出しを行う。

【疾病等により咽頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練を行うほか、発声訓練に携わる指導者を養成する。】
視覚障害者情報提供等事業 二、〇八四千円
疾病等により咽頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練を行うほか、発声訓練に携わる指導者を養成する。

【障害者スポーツ振興事業】
五、三三、八四、四、一、〇〇〇千円
大会開催(北海道障害者スポーツ大会、同冬季大会、はまなす車いすマラソン大会)、大会派遣(全国障害者スポーツ大会)、障害者スポーツ指導者養成事業、障害者スポーツ普及促進事業

【障がい者一〇番「運営事業」】
二、四七〇千円
障がい者の権利擁護に係る相談等に対応するため、常設相談窓口を設置し、弁護士等による相談対応を行うほか、各地で巡回相談を行う。

【市町村地域生活支援事業】
八、二一、二、一、七、〇千円
障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の状況等に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効果的に実施する。

【地域活動支援センター等事業】
費補助金一三、八、四、八、四、四、〇千円
障がい者の創作活動や社会活動の交流促進のため市町村が設置する地域活動支援センター等事業に補助する。

【障害者社会参加推進センター運営事業】
五、八、一、八、八、〇千円
障がい者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、社会参加促進施策の体系的、効果的な推進を図る障害者社会参加推進センターの運営経費について補助する。

【知的障害者生活文化教室開催事業】
一、三、一、五、〇千円
知的障がい者の余暇活動の促進を図り、ゆとりと生きがいのある豊かな地域生活を営むことができるよう、書道、絵画、手工芸などの各種教室を開催する。

【精神保健福祉推進員養成事業】
一、八、三、三、〇千円
精神疾患の特性の正しい理解やボランティア活動に関する知識などを習得するため、養成講座を開催し、精神障がい者に対するボランティアを養成する。

【精神障がい者回復者クラブ及び関係者に対し、精神障がい者が地域で自立した生活が行えるよう、情報提供等による支援を行うための研修を実施する。】
精神障がい者家族相談員設置事業 一、〇三〇千円
精神障がい者やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、相談に応じ、保健所等の相談機関への橋渡しを行うため、精神障がい者家族相談員を設置する。

【精神科病院に入院している精神障がい者のうち、症状が安定しており、入院治療の必要性がないにもかかわらず、入院を余儀なくされている者に対し、活動の場を与え、退院のための訓練を行うことにより社会復帰を支援する。】
精神保健職親事業 一、三、二、一、七、〇千円
職親となる事業者に職業を通じて社会適応訓練を委託して、精神障がい者の社会的自立を図るとともに、併せて職親の研修会や表彰を実施する。

【印の事業は、北海道身体障害者福祉協会(障害者社会参加推進センター)の受託事業です。】
注 北海道労働局職業安定部職業対策課長谷田幹雄地方障害者雇用担当官から、昨年六月現在の「障がい者の雇用状況」について説明があり、その後、意見交換を行なって終了した。なお、北海道労働局から提供があった資料は、紙面の都合上、来月以降の新聞で掲載予定です。

【知的障害者生活文化教室開催事業】
一、三、一、五、〇千円
知的障がい者の余暇活動の促進を図り、ゆとりと生きがいのある豊かな地域生活を営むことができるよう、書道、絵画、手工芸などの各種教室を開催する。

「1」協力を「町内会の回覧協力による日身連収益事業は、あなたの協会に還付されております。」

社団法人日本義肢協会会員

株式会社 札幌義肢製作所
代表取締役 関 守
札幌市中央区南三条西六丁目
電話代表(〇一一)二四一〇九八六番〜八番

支店長 舛田裕司
旭川市五条通十二丁目
電話(〇一六六)二四一五三三番

株式会社 野坂義肢製作所
札幌市中央区南三条東四丁目
電話(〇一一)二二二一四〇六番

株式会社 河笠義肢製作所
小樽市長橋四丁目七番二十九号
電話(〇一三四)二二一三〇四二番
(〇一三四)三三三三〇〇二番

株式会社 馬場義肢製作所
函館市豊川町一五〇一七
電話(〇一三八)三三二二六五番
札幌市北區太平七条二丁目
電話(〇一一)七四一三〇三番
室蘭市母恋北町一の三の六
電話(〇一四三)三三二五九九番
釧路市富士見一の五の九
電話(〇一五四)四一三五四六番

株式会社 田村義肢製作所
札幌市中央区北四條東五丁目
電話(〇一一)二〇一七七七番
帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地
電話(〇一五五)二二四八九番

株式会社 三愛義肢製作所
岩見沢市志文町九二三番地二六
電話(〇一一)二〇二二一六四三番
帯広営業所 帯広市大川町三〇番地一
電話(〇一五五)二四一五七七番

株式会社 協和義肢製作所
岩見沢市三条西八丁目 電話(〇一一)二六三三三三九番
旭川市十條通り九丁目 電話(〇一六六)二四一〇三三四番
転送電話三二一八六六五番

株式会社 美唄義肢製作所
代表取締役 松田清勝
美唄市東七条北四丁目七番九号
電話(〇一二六)六二一〇九三二番

株式会社 千葉義肢製作所
釧路市若草町七番二一
電話(〇一五四)二二一〇三八一
FAX(〇一五四)二五一九五八八番

北海道障がい者条例が本格施行

平成二十二年四月一日施行

障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための北海道障がい者条例(略称)が、平成二十二年四月一日から本格的に施行される。この条例は幅広く、様々な取り組みが盛り込まれているが、主な施策は三つの柱からなっている。その概要は、紙面の都合上、何回かに分けてお知らせします。今回は「地域づくり」について掲載します。

障がいのある方が暮らしやすい「地域づくり」を進めます。(最初の柱)

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域に、何でも相談できる相談窓口を設置し、その窓口で困りごとをしつかり受け止め、地域の様々なサービス事業者や関係者が連携して必要なサービス提供や

解決につなげる仕組み作りが重要です。

道では、こうした仕組み作りを進めるために、「地域づくりガイドライン」を策定するとともに、各地域に専門的なアドバイザー(地域づくりコーディネーター)を配置し、各市町村や地域の皆さんと協力して暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

「地域づくり」のシステムを構築

■市町村・地域の関係者がともに考える地域住民参加型の「官民協働」の地域づくりプロセスを制度化。
■道が配置するコミュニティーソーシャルワーク(地域づくり)の専門家「地域づくりコーディネーター」による支援の実施(地域の多くの関係者を「巻き込む」地域づくり手法)

条例に基づき「地域づくりガイドライン」を策定
＝客観的な評価ツール

○地域(市町村レベル)で求められる障がい者の支援体制について、「目指すべき姿」を明確にした上で、具体的に「機能」をチェックできるものを策定

機能	目指すべき姿	チェック項目
相談支援体制の確保	利用しやすく安心感がもてる相談	ワンストップの相談体制 ・プライバシーの配慮 ・ソーシャルワークの専門職の配置

①現状評価(地域ニーズの充足性)
○相談体制は、町役場の近辺に、専門職を配置した相談センターを設置して充足。
○就労受入企業も増加傾向で、ほぼ充足。・・・

しかし・・・
○うちの町は、北部地区の居住の場、南部地区の障がい者の日中活動の場が足りない。

②地域課題(改善すべきポイント)
○北部地区の空いている公務員住宅を改装してグループホームにしよう。
経費は、道の共生型基盤整備事業を活用しよう。
○南部地区の商店街の空き店舗を活用して、障がい者の日中活動の事業所にしよう。商店街組合に協力を求めよう。運営は、北部地区のNPOに協力してもらおう。運営費は自立支援給付で。

③具体的な解決策

条例に基づき、すべての市町村で地域評価プログラムを実施

条例に基づく道の「地域づくりコーディネーター」を23名配置

地域資源マップの策定(地域のサービス資源評価)

障害者自立支援法違憲訴訟について「原告団と弁護団が国と合意・終結」

原則一割の利用者負担を制度化した障害者自立支援法は、憲法違反である、との「自立支援法違憲訴訟」が、全国十四カ所の地方裁判所に対して七十一名が提訴していたが、原告団と弁護団は、平成二十二年一月七日、訴訟を終結させることで(厚生労働省)との合意が行われた。概要をお知らせします。

障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定

国は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも平成二十五年八月までに、自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的権利の行使を支援するものであることを基本とする。

自立支援法制定の総括と反省

国は、憲法等に基づき違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。また、十分な実態調査の実施や障害者の意見を十分に踏まえることなく、応益負担(定率負担)の導入等を行ったことにより障害者、家族等に多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し心から反省するとともに、この反省を踏まえ今後の施策立案・実施に当たる、など。

新法制定に当たっての論点

原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

- ① 支援費制度の時点及び現在の自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らないこと。
- ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
- ③ 収入認定は障害児者本人だけで認定すること。
- ④ 介護保険優先原則を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入を図ること。
- ⑤ 実費負担については平成二十一年十一月二十六日公表の

「実態調査」の結果を踏まえ、早急に見直すこと。

⑥ 重度の障害者も安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、その意向が十分に反映される制度とする。そのために国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

国は、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」や「部会」における新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず、本訴訟における原告らから指摘された自立支援法の問題点を踏まえ、次の事項について、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論、前記「実態調査」の結果も考慮し、しっかりと検討を行い、対応していく。

- ① 利用者負担のあり方
- ② 支給決定のあり方
- ③ 報酬支払い方式
- ④ 制度の谷間のない「障害」の範囲
- ⑤ 権利条約批准の実現のための国内法整備と同権利条約批准
- ⑥ 障害関係予算の国際水準に見合う額への増額

利用者負担における当面の措置

国は、自立支援法廃止までの間、応益負担(定率負担)制度の速やかな廃止のため、平成二十二年四月から低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害

文芸

短歌

銅路市 松橋 幸子
膝の痛み要支援二の吾の旅
車椅子での空港の接待
高齢者大切にされる今の世に
姥捨山の浪曲思い出す
銅路町 大道恵美子
凍結や大雪警報出る夕べ
骨折あとの膝のやみくる
つるつるの天然リンクの街の中
児童ら転ぶも至って元気で
こぼこの恐怖の凍て道やと
着く店では思はず溜息出づ

俳句

恵庭市 西島 明
風花や世にやや遠き妻の日々
毛玉つむ妻抱えられ難の客
妻病むを諾ひ切れぬ余寒かな
銅路市 松橋 幸子
吾が好み鮭の粕汁食べ過ぎる
川霧の舌辛川は鶴の啼
もがりぶえ今夜も聴こゆ脳の中

川柳

北広島市 本多 司
申告も終えて春待つ安堵感
破天荒記録も虚し綱の席
まだやれる夢は捨てぬぞ戦中派
十指みな思いたぎらす手話の声
バリアフリー旅路安らぐ出湯宿
パラリンピック頂点目指す自助努力
芦別市 戸原 寿夫
冬雲に潰されそうな日の出かな
チェロの音の漏れくる小窓冬銀河
靴音のひととき硬し寒の朝
八十の坂もなかなばの菜喰
佛だんにふるさとの香の海苔供ふ

児の保護者につき、自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる。なお、自立支援医療にかかると利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。

■履行確保のための検証
以上の基本合意につき、今後の適正な履行状況等の確認のため、原告団・弁護団と国との定期協議を実施する。

岩見沢市緑が丘二丁目八番地八
電話代表(0112)211-1550番

安心と実績で全道をネットする
認定補聴器専門店

岩崎電子 補聴器センター

本店 札幌市中央区南2条西3丁目 東南カド

札幌駅前 札幌市中央区北3条西2丁目 札幌H・S・ビルF

新札幌店 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目 ホクノービル3F

手稲店 札幌市手稲区前田1条12丁目

旭川店 旭川市宮下通9丁目 キタノビルF

函館店 函館市杉並町8-20 オカダビル

苫小牧店 苫小牧市表町5丁目5-1

室蘭店 室蘭市中島町3丁目25-1 TMビル

お問い合わせ 0120-231-282

本社 岩崎電子株式会社
札幌市中央区南2条西3丁目東南カド

印刷・クリーニング・縫製のご用命は

社会福祉法人 北海道リハビリ

身体障害者授産施設
リハビリ・エイト

身体障害者授産施設
リハビリ・クリーナース

障害福祉サービス事業所
リハビリ・おおぞら

身体障害者授産施設
札幌ワークセンター

地域活動支援センター
ポブルス

障害福祉サービス事業所
セルブさっぽろ
(ウエルプラザやまはな)

施設利用ご希望の方はお気軽にご相談ください
法人事務所 北広島市西の里507番地1
TEL (011) 375-2111(代) FAX (011) 375-4051

NISSIN 株式会社

ニッシン自動車工業

北海道支店

岩見沢市志文町九二二二二
電話(0112)211-1550

身体障害者用・自動車運転装置/販売・取付

HOP ホップ障害者地域生活支援センター

札幌市東区北二十条東一丁目五十一大西ビル一階

TEL (011) 748-1632
FAX (011) 748-1632

リフト付き車両での移送サービスと障害者ヘルパー派遣
介護保険に関するお問い合わせ、お申し込みは

クリーニングは光生舎

光生舎 クリーナース
光生舎 ワークショップ
光生舎 エルム・ライニング
光生舎 ライト・スラザ
光生舎 メディック・エル
光生舎 クリーン・セブン
光生舎 スラザイン・サッポロ
光生舎 虹の里
光生舎 虹の里デイサービスセンター
光生舎 フーレビル
ケアハウス すいこう

○施設の利用を希望される方は
お気軽にご相談下さい。

連絡先 (社)北海道光生舎
電話 0125-32-3221
担当 厚生部

LP 株式会社

ライフパス

札幌市北區篠路一条八丁目六番三〇号
電話(011)771-1475
FAX(011)771-1475

リフト付貸切バス
ハートケア福祉タクシー(ストレッチャー対応)

有限 岩見沢義肢

岩見沢市緑が丘二丁目八番地八
電話代表(0112)211-1550番